

令和2年 第5回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和2年5月15日

会 場 舘岩総合支所

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年5月15日(金) 午後1時28分

2 開催場所 館岩支所2階中会議室

3 出席した委員

農業委員 8名

		2番	星 利信	3番	湯田 義三
4番	湯田 重行	5番	平野 恒二		
		8番	芳賀 美紀	9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐 伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 4名

田島1区	渡部 昭雄	田島3区	星 仁	田島9区	渡部徳一郎
伊南1区	森 哲男				

4 欠席した委員

農業委員 3名

1番	馬場 崇裕	6番	塩生 隆晴	7番	渡部 一男
----	-------	----	-------	----	-------

農地利用最適化推進委員 2名

田島10区	渡部 和幸	南郷2区	五十嵐久長		
-------	-------	------	-------	--	--

5 出席した事務局職員

局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主査	馬場 隆一	任用	玉川百合子
---------	--------	----	-------	----	-------

6 議 事

報告第1号 会務報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について

議案第3号 現地確認証明申請について

議案第4号 地籍調査に伴う地目変更について

議案第5号 農地利用集積計画決定について

議案第6号 農地利用配分計画(案)に対する意見について

7 会議の概要

事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議 長 それでは、早速議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条
の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、1番馬場崇裕委
員、6番塩生隆晴委員、7番渡部一男委員 であります。本日の出席委
員は8名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に
よる過半数に達しております。

また、会議規則第10条の規定により、6名の農地利用最適化推進委員
に出席を求めたところ、4名出席していただいております。

議 長 続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名について」でありま
すが、会議規則第20条第2項の規定により、8番芳賀美紀 委員、9番山
内敬 委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名
をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題とい
たします。事務局から報告してください。

事務局 (事務局長補佐より、会議資料により報告)

議 長 只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたら
お願いします。

3 番 (湯田義三)

4月20日の農地転用現地調査の内容は、会長行かれてどのような内
容でしたか。

議 長 □□□町の土建業さんで毎年再生プレイやってるんですね。その場
(会長) 所の土砂をとって整備して、そばか何か作るとなると予定じゃないかなと
思います。だいたいあの辺、面積もかなり広い、3,000 m²以上ある土地で
あります。このような感じでよろしいでしょうか。

3 番 はい。

議 長 他にございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長 日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

事件番号1について、担当調査委員田島第10区渡部和幸推進委員が

欠席ですので、事務局のほうから説明お願いいたします。

事務局

事務局の八木沢です。

本日欠席の渡部和幸委員から調査結果をお預かりしていますので報告させていただきます。申請人の土地の所在地等につきましては、議案書記載のとおり3ページの事件番号1のとおりでございますのでご参照いただきたいと思います。

申請の理由ですけれども、譲渡人は場所が耕作には不便だということなので、申請地を△△△△円、10aあたりにしまして、△△△△円で売り渡しまして、譲受人は、自宅の近くのものでありますから、こちらを家庭菜園として利用するために買受けて耕作管理というものであります。

許可の農地法3条の5つの要件についてなんですけれども、1つ目の下限面積要件ですけれども下限面積につきましては、申請地が農用地区域外の用地となりますので、今回の申請地を含めまして取得する経営面積が1㎡以上になれば取得可能となりますので、譲受人の現在の経営面積はないのですが申請面積が□□□㎡とのことでこの件については問題ございません。2つ目、原則年間150日以上必要な農作業に従事する農作業常時従事要件これにつきましては、世帯の合計で大体年間150日ほど従事するとのことなので問題はないようです。3点目、地域との調和要件のことですが、申請地は家庭菜園として野菜を作付けする予定であります。申請地の農地周辺の農地利用に影響を与えるような家庭菜園ではないので問題はないと聞き取ったとのことであります。4つ目、今回の申請地を含めまして所有している農地、借り受けている農地全てを効率的に耕作するという、全部効率利用要件というののもなんですけれども、こちらにつきましては、申請人に農地がないということなので、今までなかったケースということなので大農機具は保有してないんですが、面積が小さいということもありますし、譲渡人自身が頼まれれば耕起くらいはするからとのことで、まあ延長できるということで、全部効率的に耕作するということに問題はないと考察されるとのことでした。最後なんですけれども、法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすとのことなんです、これにつきましては個人ですので、法人ではなく問題ないとのことです。

以上の調査結果から申請は許可が相当とのことと報告を受けましたので審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議長

(「ありません。」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 1 については原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に事件番号 2 及び 3 について、調査担当の田島 9 区渡部徳男推進委員から調査結果の報告をお願いします。
田島 9	はい、推進委員の渡部徳男でございます。この本件については譲渡人〇〇〇〇さん、譲受人●●●●さん、さきほど調査員された●●●●さんです。詳しい中身はこの表をご覧くださいまして。譲渡人は今まで譲受人は借りて使っていたんですが、今回ご覧のとおり住所が遠いものですから農業を辞めて譲受人に売りたいと、いうことで話が決まったそうであります。 譲受人は、小作地を買い取るとのことでご覧の値段でございます。このことにつきましては一さる、5 月 11 日●●●●さんに面談いたしまして中身を確認したところ、「間違いがないのでよろしくをお願いします。」ということでしたのでよろしくお願いいいたします。
議 長	はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号 2 及び 3 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 2 及び 3 については原案のとおり決定いたします。
議 長	次に事件番号 4 及び 5 について、調査担当の田島 9 区渡部徳男推進委員から調査結果の報告をお願いします。
田島 9	はい、渡部徳男です。同じく譲渡人〇〇〇〇さん無職、この方は今、寝たきり状態で耕作は不能でございます。譲受人は●●●●さん、農業をやっております×××の人でございます。本人 5 月 11 日に●●●●さんと◎◎◎◎さんに面談いたしまして、この案について間違いがないか確認してまいりました。詳しいことはこの表をご覧ください。譲渡人はほとんど農業が高齢化と寝たきりのためできないので今まで借りて作っていた●●●●さんに譲渡したいとのことで話が決まったとの事でございます。●●●●さんは現在退職し自宅で農業を営んでおりますので譲渡しても何ら問題はないと思いますので審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長	はい、ご苦勞様でした。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案について御質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号4及び5について原案のとおり決定することに異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号4及び5については原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。
議 長	次に事件番号6について、調査担当調査委員の田島3区星仁推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。
田島3	はい、星仁です。すみません、なにぶん初めてなものですから不慣れなところがありますのでよろしくをお願いいたします。今回×××の譲渡人〇〇〇〇さん、譲受人●●●●さん、5月6日に現地確認してきました。●●●●さんのほうは不在だったので〇〇〇〇さんのほうに伺いました。現地を見たところは、畑と林に囲まれてちょっと荒れたような感じになってまして、●●●●さんの住所の裏手になっていて、元々道があったようなんですけど、今はその道がなくなっちゃって畑に行くことができないということで、●●●●さんが裏の畑を作ってるので農地を広げるという感じです。 書いてありますとおり、経営規模の拡大ということで伺ってきました。
議 長	よろしいですか？
田島3	はい、こんな感じで大丈夫でしょうか。
議 長	ご苦勞様でした。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号6について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号6は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に事件番号7から9について、調査担当の南郷第2区五十嵐久長推進委員が欠席ですので事務局から説明いたします。お願いいたします。

事務局 はい、事務局の八木沢です。
すみません、議長、事件番号を見間違いしておりまして、別な方のほうを見てました。すみません。五十嵐委員のほうより調査結果をお預かりしていますので報告させていただきます。5月2日に調査を行ったということです。各事件番号の申請人、土地の所在地につきましては、議案書のとおりとなりますので議案書のほうを確認お願いいたします。

申請理由となりますけれども、譲渡人は相手方の要望によりまして、無償で申請地を譲渡しまして、譲受人は申請地が現在小作している場所になるものですから譲受けまして耕作管理すると、そういう内容になります。許可の5つの要件についてなんですけれども、申請地は農用地区域内の農地になりますので経営面積が申請地を含めまして、30a以上必要となります。譲受人の現在の経営耕作面積なんですけど、□□町部弱ほどございますのでこちらのほうは□□aからありますので問題ございません。2つ目の年間150日以上農作業に従事する農作業常時従事要件でございますけれども、こちらは年間440日の計画になっております。問題ないと思われまして。地域との調和要件でございますけれども、申請地には水稻を作付け予定でございます。現在小作しているということでございますので、特に申請地周辺に影響を与えるということはないと考察されるところです。4つ目、今回の申請地を含めまして所有している農地、借受けている農地全てを効率的に耕作するという、全部効率利用要件でございますけれども、トラクターなどの大農機具を保有していますので効率的な利用に問題はないと思われまして。最後になりますけど、法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすとのことなんですけど、この案につきましては法人ではなく個人ですので、問題ないということです。
以上の調査結果から申請は許可が相当とのことと報告を受けましたので審議をお願いします

議 長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号7から9について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、事件番号7から9については原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に事件番号 10 及び 11 について、調査担当の南郷第 2 区五十嵐久長推進委員が欠席ですので事務局から説明いたします。

事務局 はい、議長、事務局の八木沢です。五十嵐委員のほうから調査結果をお預かりしていますので報告させていただきます。5 月 7 日に調査を行ったとのことです。各事件番号の申請人、土地の所在地につきましては、議案書のとおりとなりますのでご参照お願いいたします。申請の理由ですけれども、譲渡人は他市町村に居住しているものですから農業を廃止するということで、申請地 2 筆を合計で△△△△円、10 a 当たりにしまして△△△△円という金額で売り渡しまして、譲受人は買受けて耕作管理をするという内容のものだそうでございます。許可の要件についての状況ですが、1 つ目の下限面積要件、こちらにつきましては、申請地は農用地区域外の農地になりますので申請地を含めまして経営面積が 1 m² 以上あれば大丈夫となっております。譲受人の現在の経営面積はございませんけれども申請地の合計の面積が□□□m² ございますので取得面積が 1 m² を超えますのでこちらは問題ございません。2 つ目の原則年間 150 日以上農作業に従事する農作業常時従事要件でございますけれども、世帯の合計で 180 日の計画となっておりますので問題はないです。3 つ目、地域との調和要件でございますけれども、申請地には野菜を作付けすると予定だそうですので特に申請地周辺の農地に影響を与えるということはないと考察されとのことです。4 つ目、今回の申請地を含めまして所有している農地、借り受けている農地全てを効率的に耕作するという、全部効率利用要件でございますけれども、こちらにつきましては、管理機等の大農機具は保有しているものですから、経営農地の耕作に問題ないと考察されます。近くに確か息子さん夫婦も住んでおられるという話も伺っておりますので手伝ってもらうのも可能だと伺ったとのことです。最後になりますけど、法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすとのことなんですが、譲受人は法人ではございませんので、個人ですのでこちらにつきましても問題ないとのことです。

以上の調査結果から申請は許可が相当とのことと報告を受けましたので審議をよろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号 10 及び 11 について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号 10 及び 11 については原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に事件番号 12 について、調査担当の南郷第 2 区五十嵐久長推進委員が欠席ですので事務局から説明いたします。

事務局 はい、事務局の八木沢です。調査結果をお預かりしていますので報告させていただきます。5 月 2 日に調査を行ったということでございます。事件番号の申請人、土地の所在地につきましては、議案書記載のとおりとなりますのでご参照お願いいたします。申請の理由でございますけれども、譲渡人は相手方の要望によりまして申請地を合計△△△△円、10 a 当たりによりまして△△△△円という金額ですけれども△△△△円で売り渡しまして、譲受人は借り受けまして経営規模の拡大ということで耕作管理をするとのこと。許可の要件についての状況ですが、1 つ目の下限面積要件でございますけれども、こちらは、申請地は農用地区域外の農地になりますので申請地を含めまして経営面積が 1 m²以上となる必要がございますが、今のところ譲受人の現在の経営面積はございませんけれども申請地の面積は□□□m²でございますので取得面積が 1 m²を超えますのでこちらは問題ないということでございます。2 つ目、年間 150 日以上必要とされる農作業に従事する農作業常時従事要件でございますけれども、こちらにつきましては、世帯合計で 350 日ほど従事するような計画として挙がってきておりますので聞き取りの結果問題はないとのことでした。3 つ目、地域との調和要件でございますけれども、申請地には野菜を作付けするという計画だそうです。野菜の作付けですので特に申請地周辺の農地の利用に影響を与えるということはないと考察されますので問題ないと思われ。4 つ目、今回の申請地を含めまして所有している農地、借受けている農地全てを効率的に耕作するという、全部効率利用要件でございますけれども、耕作面積はないんですが、沢山の農機具、トラクター等なんですけれども、沢山の農機具を保有してまして経営農地の効率的な利用に全く問題ないとのこと報告を受けております。最後に、法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすとのことなんです、譲受人は個人ですので、法人ではございませんのでこちらにつきましても問題ないとのこと報告を受けております。

以上の調査結果から申請は許可が相当とのことと報告を受けましたので審議をお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号 12 について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 12 については原案のとおり決定いたしました。 以上で議案第 1 号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第 5「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事件番号 1 について、地区担当調査員の田島第 1 区渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。
田島 1	渡部昭雄です。5 月 13 日調査をしてまいりました。まず、〇〇〇〇さん、私と同じ町内でございます。●●●●さん、38 歳、あ、36 歳ですね。〇〇〇〇さんと●●●●さんのお父さんが同じ年で友達でございます。その関係でこの話が出てまいりまして、理由として現在賃貸住宅、×××のほうに住んでたんですが、子供が大きくなりまして家がちょっと手薄になってきたので新しい家を建てたい。ということで話が出てまいりました。場所は資料 1 を見てください。ここに地図が載ってましてこれは都市計画区域でございまして、すでに区画整理が終わって建っております。用地なんかは特に問題ありません。値段のほうなんです、△△△△円と聞いております。この土地はですね、現在宅地が立っております、駅にも近い、ヨークベニマルにも近いと最適だったとのことで、お互いの話し合って決まりました。以上です。
議 長	はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。 それでは、ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。事件番号 1 について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 1 については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に事件番号 2 について、地区担当調査員の田島第 1 区渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。
田島 1	はい、渡部昭雄です。譲渡人は〇〇〇〇さん、◇◇◇◇をやっております。譲受人は◆◆◆、●●●●さんで、この土地の場所ですが、資料 2 をご覧ください。これも先ほどの場所と被るんですけども、ここにすでに住宅が建っておりまして、28 年ころに〇〇〇〇さんがここに家を建

てまして住んでいたんですが、×××のほうの◇◇に転勤が決まりましてこの家を×××には戻ってこないとのことで売却をしたいと、その時に、◆◆◆の●●●●さんが、賃貸住宅として買い上げたい、場所も非常に便利なところがありまして、値段が△△△△円となっております。家を建てたのが平成 28 年の頃に建てまして、資料 2 番、住宅の外見、写真をご覧ください。白黒で分かりにくいのですが、こういう状況でございます。ここは都市計画区域でございまして登記はできません。今現在は、仮換地になってます。以上でございます。

議 長 はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 （「ありません。」の声あり）
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号 2 について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 （「異議なし」の声あり）
異議なしと認め、事件番号 2 については原案のとおり決定いたしました。以上で議案第 2 号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第 6 「議案第 3 号 現状確認証明申請について」を議題といたします。
事件番号 1 について、地区担当調査員の伊南第 1 区森哲男推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

伊南 1 はい、議長。推進委員の森です。申請人〇〇〇〇さんと 5 月 10 日、直接お会いいたしまして、申請人本人立会いの下現地調査も並行して行ってきました。調査させていただいた内容は現況確認証明の許可の条件 4 つについてであります。1 点目の、山林原野化し農地に復元することが著しく困難な土地であることについてであります。資料の 3 を見ていただくと写真が載っております。ちょうど法面の前、上の土地から平野良一さんの申請地になります。境界線に目印として松を植えている以外は全て杉になります。この写真から見るとおり、植林された樹木が成長し、山林化している状況ですので農地へ復旧するのは極めて困難であると考えます。2 点目、農地転用の許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことにつきましては、事務局に確認していただいたところ、申請地は過去に農地転用の許可を受けた経緯や、無断転用になるようなことを行政に指摘された経緯もないということでありましたので、問題はないと考えます。3 点目、農用地区域外の農地ではないことにつきましても、事務局に確認していただきましたが、申請地は農用地区域外の農地ではない。とのことなので問題ないと思います。最後 4 点目ですが、非農地化してから 20 年以上その状態が継

続しているという点につきては、非農地化して 20 年以上たっていることを客観的に証明する書類というのは見つけれませんでした。お会いした申請人の〇〇〇〇さんなんですけれども、20 年前ほどに U ターン、こちらの実家に戻ってこられたということで、その時から植林はされていたという記憶と、輪尺持って私が現地行って樹木の直径計ってまいりましてだいたい 35 cm、太いだと 35 cm から 30 cm、無作為に計ってきましたので一概には言えませんが 20 年以上たっているものと考えられます。

以上の調査結果、許可が相当であると考えますので審議のほうをお願いいたします。

議 長 はい、ご苦労様です。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

5 番 (平野恒二)
はい、了解なんです。地番の訂正をお願いします。大桃安座間通戸なんです。誤字の訂正をお願いします。

事務局 大変失礼いたしました。

5 番 以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局よろしいですか。

事務局 はい、大変失礼いたしました。

議 長 他にございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号 1 について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号 1 は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に事件番号 2 から 5 について、地区担当調査員の田島第 1 区渡部昭雄推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。

田島 1 (渡部 昭雄)
はい、この件は 5 月 13 日調査をしてまいりました。調査の方は◆◆◆◆の◎◎◎◎さんに話を聞いてまいりました。申請人の〇〇〇〇さん、この方は以前ここに住んでいた娘さんで、今現在は×××に嫁いでおり

ます。地番なんです、4筆ありまして畑となっております。現状といましては宅地、宅地としましては面積が非常に小さく×××、ここが宅地に入る土地でございます。入口になります。その他は駐車場として使っております。利用し始めたのは昭和 53 年から住宅として利用始めたのですが、今現在は建てた方が亡くなっておりまして娘さんの〇〇〇〇さんが管理しております。周りは住宅地で、資料4の地図をご覧ください。❖❖❖の●●●●、この周りなんです、4筆です。番地の×××、ここは無くなって今は空き家となっております。この状態ですので農地に復元不可のような気がしました。以上でございます。

議 長 はい、ご苦労様です。説明が終わりました。
 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
 お諮りいたします。事件番号2から5について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
 異議なしと認め、事件番号2から5は原案のとおり決定いたしました。
 以上で議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第7「議案第4号 地籍調査に伴う地目変更について」を議題といたします。本案については地籍調査事業による農地等の地目変更に対する意見決定について、南会津町長より照会があったので意見を決定するものです。事務局より内容の説明をしてください。

事務局 事務局の八木沢です。それでは議案第4号地籍調査に伴う地目変更についての説明をさせていただきます。議案書の10ページから42ページまで、大変範囲が広がります。皆様ご存じのとおり町では現在国土調査法に基づきまして地籍調査を実施しているところです。今般、永田地区の第5、第6、第7地区だそうですが、完成したということで町の農林課国土調査係から農業委員会が照会ありましたので議案として提案させていただいたものとなります。国土調査法に基づきます、地籍調査における地目の調査につきましては、原則的に土地の形状及び主たる目的により地目を設定することとされております。そうはされているんですが、登記簿上の地目が農地から農地以外へあるいは、農地以外から農地へ土地の形状といいますか、変更されているときには農業委員会の確認を得てから国へ提出することとなっていますので、国土調査係から提出があったということになります。

 地目の設定につきましては、地籍調査に権限が与えられておりますので今ほど申し上げてましたとおり、国の方針として農地にかかる地目変更は農業委員会の確認を得る、となっていることから町から農業委員会

へ照会がありまして議案として提出になっていると、そういうことでございます。

まず、議案書の11ページ、総括表ちょっとまとめましたのでご覧いただきたいと思います。町から照会がありました農地等は全部で合計で305筆、登記上の面積が合計で109,717㎡、約11haでございます。そのうち、田から農地以外の地目へ変わるものが45筆、19,199㎡、畑から農地以外の地目に代わるもの、合計で240筆、83,765㎡。合計しまして、285筆ございまして、面積で102,964㎡ということでございます。逆にですね、農地以外の地目から農地に編入されるもの、こういった物もございまして、表の下から3段目になりますけど、合計の欄が、11筆ございまして合計で、面積で、1,543㎡、こちらは農地以外から農地へなるような変更でございます。

これは、影響のないものといいますか、農業委員会へ照会しなくてもよかったようなものかと思うんですが、照会分の中には、農地内部の地目変更もございまして、田から畑へ変わるものでして、9筆、5,210㎡ございました。今の総括表で見まして、田と畑の合計の上の欄、現地確認不能等とございますけれども、こちらが30筆ほどございまして、面積が3,223㎡、現地確認不能がございました。これはですね、現況が道路とか、水路になっているということで、法令によりまして、こちらは現地確認が不要と定められているものでございます。議案書で見ますと、わかりやすいと言いますか、この部分がまとまっているのが、38,39ページあたりに現地確認不能分としてまとまって上がっているものがございました。河川であるとか、国道であるとか今ほど説明したとおり、現況が道路だったり、水路だったりでございます。土地の概要といいますか、地目変更の概要につきましては以上のとおりとなります。

この議案につきましては、冒頭で説明しましたとおり、農地から他の地目へ変更する場合に事前に農業委員会へ意見を聞いておかなければならないというものでございますので、農業委員会としては意見をこれに対して付するという、逆に言いますと。従いまして、地籍調査の内容、地目の内容の可否についての承認ではございませんで、農業委員会、皆様に協議していただきまして、回答書について、「〜〜と農業委員会の意見がありました。」と付して回答するようなものでありますので、協議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。皆様方の意見を求めます。発言のある方は挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議長

これ、あの、元々原野になっちゃってるけど、実際は耕作不可能な状況なのかな？

田島3

(湯田義三)

駄目だね、もう耕作できない

議 長	山沿いだから？
3 番	(×××地区の現状を説明)
議 長	であれば大丈夫です。
議 長	他に皆様からございませんか。
5 番	(平野恒二) これ事務局で分かるの。雑種地なんですけど、田んぼで5筆、4,426㎡、畑で4筆、24,461㎡となっているんですが、住宅地みたいなところなの？
事務局	特別、国土調査係のほうから説明ございませんけれども、宅地化している、原野とかそういったものとはちょっと違っている、そういったものに区別できないものを雑種地として挙げていると思われまして。区別しにくい土地といいますか、そういう土地で上げているんだと思われまして。
議 長	他に質問ありませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり、地目変更に異議なしということで決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。 以上で議案第4号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第8「議案第5号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をしてください。 (「ありません。」の声あり)
事務局	はい、事務局の馬場です。私のほうから議案第5号農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書の44ページをご覧ください。筆数面積、再設定、新規の順で説明申し上げます。まず、再設定ですが、田が66筆の70,755㎡、畑が3筆の10,252.66㎡となっております。新規が、田が21筆の23,731.33㎡、畑が4筆の8,911㎡となっております。再設定と新規合わせて、田が87筆、94,486.33㎡、畑が7筆、19,163.66㎡となりまして、合計が94筆、113,649.99㎡となります。 続きまして、起案書の45ページからは利用権設定の一覧になります。まず、使用貸借権でございますが、全94筆のうち×××、×××、それから×××の×××、×××の×××の地域で、合計で13筆ございまし

て、理由としては貸付人自身が県外に居住、または高齢などにより自ら耕作できない。ということで農地を適正に管理してもらえると、貸付人の希望により設定をされております。それから、議案書の 49 ページになりますが、49 ページの左側の番号で 87 番から最後の 94 番までの 8 筆につきましては、農地中間管理事業による利用権設定になります。こちらは集積計画一括方式ということで、所有者から借り受けて、それを耕作者に貸し付けるといった一括の申請となっておりますので、これらにつきましては次の 50 ページをご覧くださいますと、さらにその公社から新たな貸付人に貸し付けするという設定の内容になっております。なお、50 ページの左側の番号で言いますと、1 番から 4 番の岩下の 4 筆につきましては、〇〇〇〇さんという方が借受けされるのですが、この方は今年からトマト栽培を始められるということで新規栽培者となっております。以上、簡単でございますが説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。
 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 （「ありません。」の声あり）
 質疑がないようですので、質疑を終結し採決いたします。
 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 （「異議なし」の声あり）
 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
 以上で議案第 5 号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第 9「議案第 6 号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局から議案の説明をしてください。

事務局 はい、事務局の馬場です。私のほうから議案第 6 号「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」の概要を説明します。議案書の一番最後の 52 ページをご覧くださいますようお願いいたします。今回配分計画案ということでありますが、この表にあります 4 件、計 11 筆につきましてはすでに県の認可、報告がなされた配分計画ではありますが、今回借受人が変更になったということで農業委員会の意見が求められたという案件となっております。この表の右から 2 列目の貸借の期間であります、当初の計画では機構の事業でありますので 10 年で設定しておりますが、今回途中で借受人が変わっておりますのでこの貸借期間は残りの残期間の扱いとなります。今回新たな借受人の 4 名ですが、まず、1 番の××の〇〇〇〇さんであります、この方認定農業者になっておりまして、アスパラ、水稻を中心に約、2、2 ha の面積がございます。続きまして、2 番の×××の〇〇〇〇さんであります、この方も 2 ha 経営面積

がありまして、自作地がなくて、全部借り受けてやっている、ということで、すでに農地中間管理事業を活用してやっているという方です。続きまして、3番の×××の〇〇〇〇さんですが、この方は認定の新規就業者、トマトの栽培をされておりまして、経営面積が約60aということになります。最後4番の×××の〇〇〇〇さんですが、この方も認定農業者になっておりまして、水稻を中心に約8,7ha 経営面積があるということで、以上、4名の方につきましては農用地利用配分計画の借受者として特に問題はないかと思われますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。
 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
 質疑がないようですので、質疑を終結し採決いたします。
 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
 以上で議案第6号の審議を終了いたします。

議 長 総会に付議されました議事案件は全て終了いたしました。
 次に協議事項に入ります。事務局から説明してください。

事務局 (事務局長補佐 令和3年度農業施策に関する要望事項検討についての説明)

議 長 説明が終わりました。皆さんから何かございませんか。

3 番 (湯田義三)
 これ、事務局に挙げるということなんですが、10日までに持参ですか。

事務局 メールアドレス知っている方はメールでも、ファックスでも、事務局あてに届けばどんな形のものであっても形は問いませんので。よろしく願いいたします。

田島 9 (渡部徳雄)
 質問ですけれども、なかなか難しいものもあるんですけども、全項目答える必要はあるんですか。

事務局 自分でかける項目だけ書いていただければ。他は総会などで皆さんと知恵を絞っていただいて。ご記入いただける部分だけでお願いしたいと

思います。

議 長 そんな感じでよろしいですか。
 来月 10 日まで、忙しい時期ですがよろしくお願いいたします。

議 長 次に、次回総会までの業務日程について事務局から説明してください。

事務局 (事務局長 業務日程について説明)

議 長 何か、ご質問ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
 その他に入ります。
 その他で皆さんから何かありましたら、お願いします。

議 長 (「ありません。」の声あり)
 ないようですので、職務代理から閉会のことばをお願いします。

職 務 はい、それでは慎重審議ありがとうございました。
代 理 以上をもちまして、令和 2 年第 5 回南会津町農業委員会総会を閉じま
 す。ご苦労様でした。

閉会 午後 2 時 3 0 分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

8 番

9 番

